

# 南部町行政改革大綱(令和2年度~令和6年度)を策定しました。

町では、より充実した住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため、社会・経済環境の変化に応じた「南部町行政改革大綱」に基づいた行政改革を推進し、事務事業の見直し、時代に即応した機能的な組織づくり、情報化の推進、民間委託などの取り組みにより、一定の成果を上げてきました。

しかし、今後予測される町を取り巻く状況の変化への対応や、将来にわたり安定的に提供できる持続可能な行財政運営のため、行政全体の見直しを行い、効率化を図るとともに、継続的・自立的な財政基盤を確立していく必要があります。

こうしたことから、職員の考え方や仕事のやり方を見直し、行政を経営するという視点に立ち、行政改革の取り組みをより一層発展、進化させていくことが必要であるため、「南部町行政改革大綱」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

## 取組期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## 位置付け

本町の最上位計画である「第2次南部町総合計画」の基本構想における施策大綱の一つである「行政効率化の推進」の指針として、行政経営の仕組みと環境を整え、総合計画を着実に推進するためのものです。

## 3本の改革の柱

### 1 人づくり改革

職員育成の強化や機能的な組織の構築とともに、町民や各種団体と協働のまちづくりを推進します。

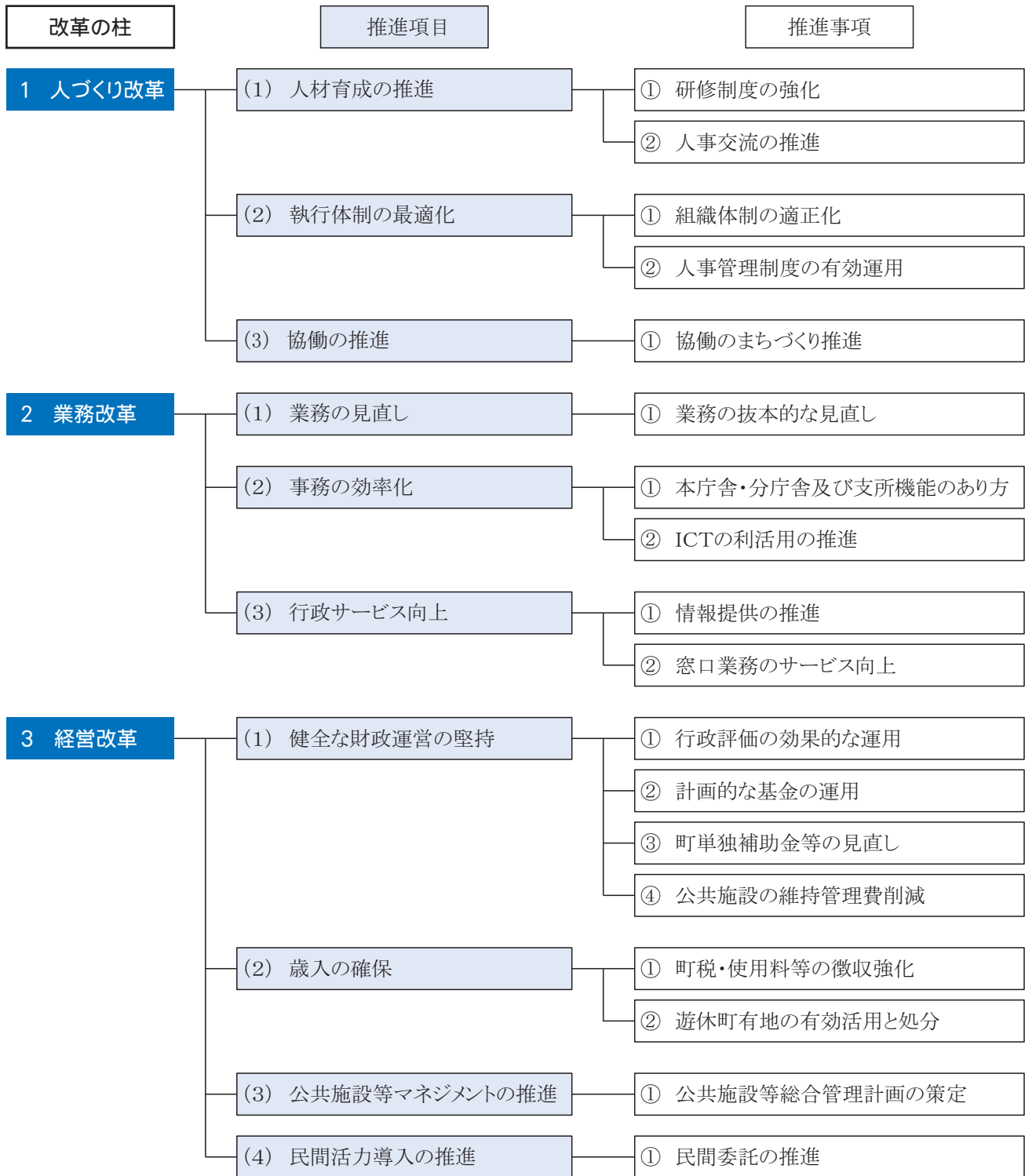
### 2 業務改革

業務の方向性や目的を明確にするとともに見直しを行い、行政サービスの向上や効率化を推進します。

### 3 経営改革

財源確保や経費削減などの取り組みにより、持続可能で安定的な財政運営を推進します。

## 体系図

**進捗管理**

大綱に掲げた取り組みは点検・評価を行い、進捗状況は積極的に公表することとします。

※ 詳しくは、町のホームページをご覧ください。



行政改革推進審議委員会会長から町長へ答申